



岡山市広報連絡資料＜市長記者会見資料＞

令和8年7月30日

後期高齢者医療保険料 について

後期高齢者医療保険料については、令和8年6月9日に岡山県後期高齢者医療広域連合長名で県知事に質問書を提出され、7月1日に県から質問に対する回答書が広域連合に提出されました。

県の回答には、広域連合の質問や提示した論点に対する回答がなく、さらには、広域連合と県との間で見解の相違がある内容が含まれていることから、広域連合は、その相違点や基本的な考え方を整理した資料を作成し、7月17日に構成市町村に配付されましたので情報提供します。

【問い合わせ先】

岡山市 医療助成課 逢澤・成廣 直通086-803-1217 内線5720

参考

後期高齢者医療保険料について

令和8年7月17日
岡山県後期高齢者医療広域連合

広域連合からの質問に対する県の回答について

令和8・9年度の後期高齢医療保険料について、広域連合は、保険料の急激な増加を抑制するため、昨年9月以降、財政安定化基金の活用について県に要請し、事務レベルで8回にわたって協議を重ねました。

しかし、県からは財政安定化基金の活用を認めないと口頭で通知があり、保険料の大幅な上昇が一切抑制されないまま保険料改定に至りました。

この経緯に係る課題や疑問を文書にまとめ、令和8年6月9日付け岡広総第18号で県に送付したところ、7月1日に文書（6月30日付け長寿第410号）で回答がありました。質問に対する回答内容は下表のとおりです。

広域連合からの質問(別添資料1)		県の回答(別添資料2)
1	今回の保険料の上昇は、被保険者の生活に深刻な影響を及ぼすことから、貴職は、今回の保険料の増加についてどのように受け止めているかお示ください。	回答がありませんでした
2(1)	赤字は、給付費の見込み違い等から生じるもので、剰余金の多寡とは無関係です。国は、前期の剰余金を、保険料抑制財源として全額投入するよう求めており、広域連合も、それに従って全額投入しています。こうしたことを丁寧に説明してまいりましたが、それにもかかわらず県が、財政リスクが高まっていると判断した理由と根拠をお示ください。	提示した論点に対する直接の回答がありませんでした
2(2)	基金40億円全額を保有する必要があると判断した具体的な理由と根拠をお示ください。	提示した論点に対する直接の回答がありませんでした
3(1)	特例交付を行う権限を有している県が基金を投入しないと判断したという事実は重いものであり、その自らの役割について触れない貴職の発言は極めて遺憾であります。この点についての見解をお示ください。	回答がありませんでした
3(2)	県、市町村及び市町村が共同設置した広域連合が、後期高齢者の生活の安定を支え、医療の適正化に資するよう、違和感を感じることなく、お互い十分相談して保険料等を決めていくべきではないでしょうか。この考えに対する貴職の見解をお示ください。	回答がありませんでした

見解が相違している内容に対する考え方について

県の回答には、広域連合と県との間で見解の相違がある内容も含まれており、その相違点や基本的な考え方を明らかにし、構成市町村の皆さんと共有させていただく必要があると考え、次頁以降の資料を作成しました。

県の見解をみると、次期保険料改定においても後期高齢者医療財政安定化基金の特例交付が活用できず、保険料上昇の抑制を図ることができないのではないかと危惧しています。この資料を通じて、保険料上昇抑制を図るために次期保険料における財政安定化基金の特例交付を活用する機運が醸成できればと考えています。

構成市町村の皆さんと共有させていただきたい内容	頁
1 後期高齢者医療保険料の状況	4
2 保険料の算定方法 ①財政運営期間	5
3 保険料の算定方法 ②剰余金の全額活用	6
4 保険料の算定方法 ③特例交付の役割	7
5 保有しておくべき財政安定化基金額	8
6 保険料算定における県の役割	9

1 後期高齢者医療保険料の状況

- R8・9年度の後期高齢者医療保険料が急激に上昇。**特に上昇幅が著しく大きい状況。**
- 上昇の主な理由は、子ども・子育て支援金制度の創設、後期高齢者負担率や診療報酬改定などの国の制度改正
- 年金改定の公表資料における標準的な世帯の保険料を計算すると**保険料上昇額は 18,200円／年**に上る。
- 当該世帯の**年金の上昇額が 53,940円／年**であることを考慮すると、**物価高が継続する中で保険料の上昇を少しでも抑えるために手を尽くすべきではなかったでしょうか。**

○保険料の状況

	均等割額		所得割率	
	年額	全国順位	率	全国順位
改定前 (R6・7年度)	50,200円	24位	10.49%	19位
R8・9年度	61,500円	11位	11.13%	11位
改定前からの 上昇幅	+11,300円	3位	+0.64 ポイント	8位

コメント

県の回答には、今回の保険料の増加についてどのように受け止めているかとの問いに対する回答がありませんでした。

※R8・9年度の保険料率は、子ども・子育て支援金分を含む

※順位は「後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率（令和8年4月10日・厚生労働省）」を参考に高い方から数えた順位

○標準的な世帯（75歳以上夫婦二人世帯）の年額保険料

夫：年金収入（年間） 約200万円
妻：年金収入（年間） 約84万円
（世帯の年金上昇額（年間） 53,940円）

【試算】財政安定化基金（特例交付）を活用した場合 (注) 基金20億円及び基金30億円を活用した場合の年間保険料及び上昇額は粗い推計								
			基金10億円活用		基金20億円活用		基金30億円活用	
改定前年間保険料 (R6・7年度)	R8・9年度 年間保険料	改定前からの 上昇額	R8・9年度 年間保険料	前期からの 上昇額	R8・9年度 年間保険料	前期からの 上昇額	R8・9年度 年間保険料	前期からの 上昇額
95,400円	113,600円	18,200円	112,300円	16,900円	111,000円	15,600円	109,700円	14,300円

※標準的な世帯の設定及び同世帯の令和8年度年金額は厚生労働省資料（令和8年1月23日・令和8年度の年金額改定のお知らせ）による

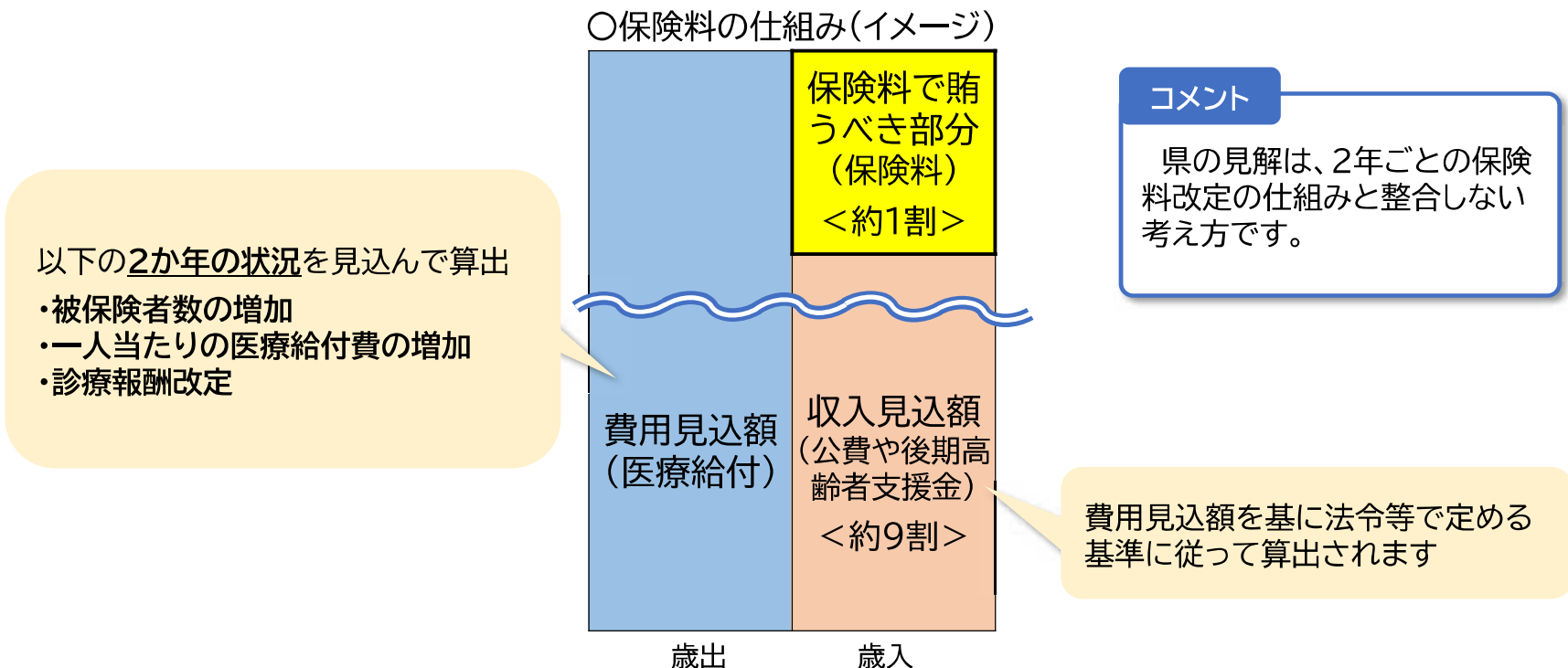
2 保険料の算定方法 ①財政運営期間

【県の見解】・将来の診療報酬や医療費の増大が与える影響を考慮する必要がある
・中長期的な見通しを踏まえた保険料が必要

○後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、2年ごとに保険料の改定を行います。
(高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項)

○保険料の改定にあたっては、今後2年間の診療報酬や医療費などの増大を適切に見込み、2年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう算出します。

○よって、2年間の運営期間を超えた中長期的な見通しを保険料に反映する仕組みにはなっていません。



3 保険料の算定方法 ②剰余金の全額活用

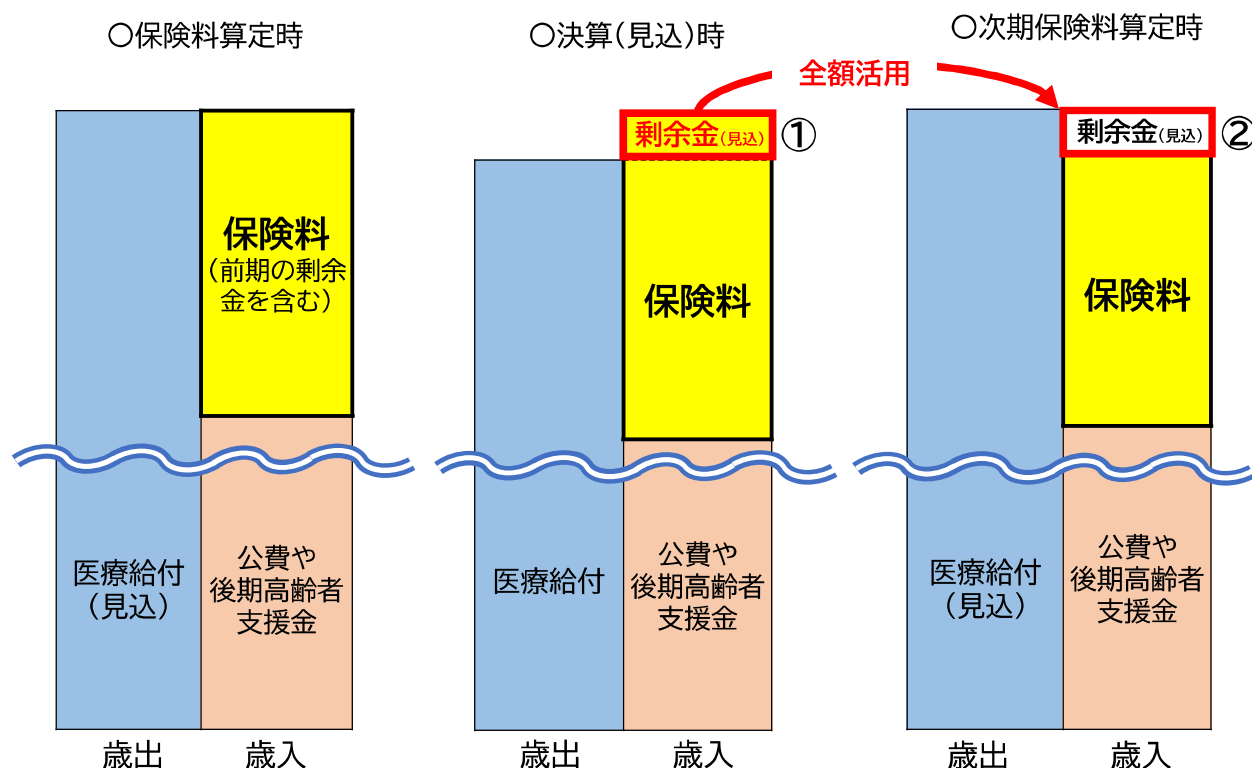
【県の見解】 剰余金が減少しており財政リスクが高まっている

○剰余金は、医療給付費などの支出と保険料収入の差により生じるもの、つまり、使い切られずに残った保険料です(①)

○剰余金は、国の指針により、次の保険料改定時に保険料の上昇抑制のための財源として全額活用することとされています(②)

○剰余金は、2か年ごとの制度運営の結果であって、将来的な財政リスクの回避のために確保する性質のものではありません。財政リスク(財政赤字)と剰余金の多寡は無関係です。

【剰余金の発生・活用のイメージ】



コメント

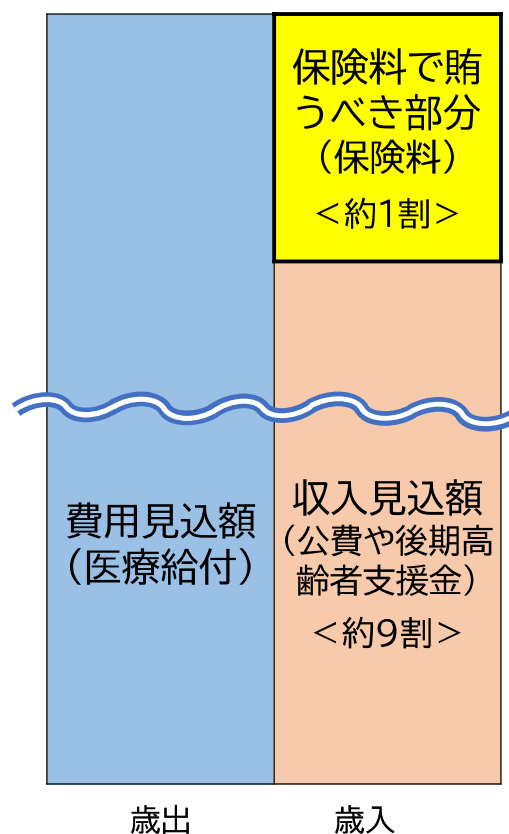
県の回答には、剰余金は財政リスクとは無関係であるとの広域連合の指摘に対する回答がありませんでした。

4 保険料の算定方法 ③特例交付の役割

○広域連合では、令和2・3年度以降3期にわたって、県の判断に基づき財政安定化基金(特例交付)10億円の活用を見込んで料率を決定してきました。

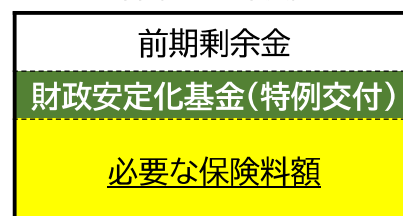
○後期高齢者医療保険料は、後期高齢者負担率や子ども・子育て支援金等の国が示す所与の条件の下で算出されることから、**保険料率の増加抑制は、県が権限を有する財政安定化基金の特例交付がポイント**になります。

○保険料の仕組み図(イメージ)

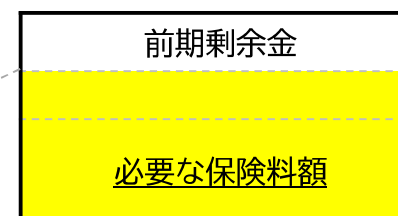


○保険料で賄うべき部分(保険料)の内訳

財政安定化基金を活用する場合
(令和6・7年度)



財政安定化基金を活用しない場合
(令和8・9年度)



・令和6・7年度は、特例交付を活用することで保険料増加を抑制することができました。

(参考)後期高齢者医療財政安定化基金の概要

【概要】 財政安定化のため県に設置(以下に対応)

- ・保険料収納不足リスク、給付費増リスクへの対応(高齢者の医療の確保に関する法律第116条)
- ・保険料増加抑制への対応(同法附則第14条) = 「特例交付」と表記

【財源内訳】 国:1/3、県:1/3、広域連合(保険料):1/3

【岡山県の残高】 約40億円(R8.4.1現在)

5 保有しておくべき財政安定化基金額

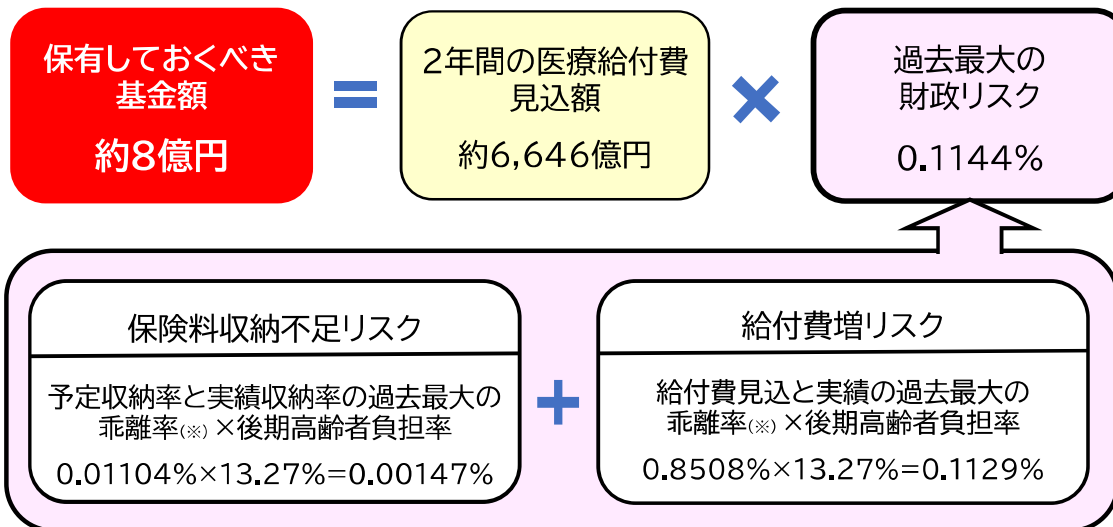
- 【県の見解】・再度の基金への復元が認められない。
・基金の本来の目的(保険料収納不足リスクや給付費増リスク)に備えるために現在の基金残高(40億円)を維持すべき。それが被保険者を守ることにつながる。

○国は、令和8・9年度の保険料算定にあたって、財政リスクに対応するために保有しておくべき財政安定化基金の目安の算出方法を示しました。

○国が示した算出方法によると、岡山県が保有しておくべき基金の目安は約8億円です。

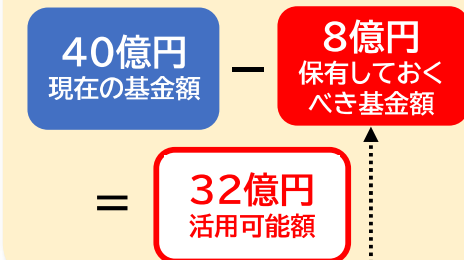
○国が示した目安では、32億円を特例交付として活用することが可能です。

○国が示した算出方法に基づく岡山県が保有しておくべき基金の目安



※全国の平均乖離率を下回る場合は、全国の平均乖離率を使用(当広域連合はこれに該当)

○特例交付を行う場合の目安



コメント

県の回答の中には、国の示した目安(8億円)をはるかに上回る40億円を保有すべきと考える具体的な根拠と理由が示されませんでした。

6 保険料算定における県の役割

【県の見解】 広域連合から県基金を活用しない保険料改定案が提出された

○保険料率の決定は広域連合の権限で行われるものですが、財政安定化基金の特例交付を行う権限は都道府県にあり広域連合にはありません。

○広域連合は、基金を活用しないとした県の判断に従い、やむを得ず特例交付を見込まない保険料率を定める条例案を作成することとなったものです。

○県、市町村及び広域連合が、後期高齢者の生活の安定を支え、医療の適正化に資するよう、お互い十分相談して保険料率を決めていくべきではないでしょうか。

コメント

・広域連合では、県に対し、剰余金の減少と財政リスクは無関係であること等を説明した上で、物価高の中、被保険者に寄り添う姿勢が重要であり、保険料上昇予測も踏まえて是非とも特例交付を活用するよう繰り返し要望してきました。

・したがって、回答書における「広域連合において、将来リスクに鑑み、県基金残高を全額維持し、後期高齢者医療制度の持続可能性を担保することが必要と考え整理されたものと承知」は、広域連合の見解を正確に反映したものではありません。

高齢者の医療の確保に関する法律

附則第14条(財政安定化基金の特例)

都道府県は、当分の間、第116条第1項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

※質問箇所到下線

岡広総第18号
令和8年6月9日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 大森 雅夫

後期高齢者医療保険料について

令和8・9年度の後期高齢医療保険料について、当広域連合は、保険料の急激な増加を抑制するため、昨年9月以降、財政安定化基金の活用について県に要請し、事務レベルで8回にわたって協議を重ねましたが、県からは財政安定化基金の活用を認めないと口頭で通知があり、保険料の大幅な上昇が一切抑制されないまま保険料改定に至りました。

私は、令和8年5月26日付で、当広域連合の連合長に就任し、この経緯について事実確認を行ったところですが、広域連合長として、課題や疑問を下記のとおりお示ししますので、**令和8年6月末までに文書にてご回答いただきますようお願い**申し上げます。

記

1 保険料の上昇幅について

今回の改定後の保険料率は、均等割額は61,500円で全国順位は改定前の24位から11位、所得割率は11.13%で全国順位は改定前の19位から11位に上昇しています。また、上昇幅に着目すると、保険料率の上昇幅は、均等割額は11,300円で全国3位、所得割率は0.64ポイントで全国8位です。

物価高騰が継続する中での今回の保険料の上昇は、被保険者の生活に深刻な影響を及ぼすことから、私は、少しでも保険料の上昇を抑えるべきだったのではないかと考えていますが、貴職は、今回の保険料の増加についてどのように受け止めているかお示してください。

2 後期高齢者医療財政安定化基金の活用（特例交付）について

保険料改定においては、令和2・3年度以降3期にわたって、県の判断に基づき基金10億円の活用を見込んで料率を決定してきました。

今回は子ども子育て分の上乗せ等により、過去最大と見込まれる保険料上昇を抑えるため、当広域連合からは、従前どおりの基金10億円の活用を要請するにとど

※質問箇所到下線

まらず、協議開始当初には、厚生労働省の示した特例交付を行う場合の活用額の目安により、例えば30億円の活用も可能であることをお伝えしたうえで、基金活用の増額についても要請しました。

これに対し、県からは、保険料の増加抑制よりも、財政リスクに備えて基金の全額を維持することが適当であると、従前から行っていた10億円の活用も否定し、財政安定化基金の特例交付を行わないと口頭で通知がありました。なお、これは貴職の判断によるものと聞いています。

(1) 給付費準備基金(剰余金)について

県は、県議会の答弁において、広域連合の剰余金残高が令和2年度末の約70億円から令和7年度末には約12億円と見込まれ年々減少していることを広域連合における懸念の筆頭にあげています(R8.3.4/県議会)。

また、貴職は「以前70億円ぐらいあったこの剰余金が随分減ってくると、その期の途中で赤字になるっていう可能性が随分出てきます。(R8.3.19/記者会見)」と発言されており、広域連合の給付費準備基金(剰余金)が近年大きく減少傾向にあることをもって、財政リスクが高まっているとのお考えです。

しかしながら、赤字は、給付費の見込み違い等から生じるものであって、そもそも剰余金の多寡とは無関係です。

剰余金は、保険料収入と医療給付費総額等の支出の差により生じるもの、つまり、保険料が使い切らずに残ったものです。国は、こうした剰余金の本質を踏まえ、保険料算定において、前期の給付費準備基金(剰余金)を、保険料抑制財源として全額投入するよう求めているとあり、当広域連合も、それに従って、保険料算定時に給付費準備基金(剰余金)を全額投入しています。

こうしたことを、当広域連合から、県との協議の過程において丁寧に説明してまいりましたが、それにもかかわらず県が、財政リスクが高まっていると判断した理由と根拠をお示しください。

(2) 財政安定化基金の保有すべき額について

国が示した基金の特例交付を行う場合の考え方(令和7年7月7日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡「後期高齢者医療の財政安定化基金の特例交付について」)に基づき、岡山広域の状況にあてはめて保有しておくべき基金残高の目安を算出すると約8億円であり、県の判断と大きく乖離しています。

国の通知については、県も当然承知していると考えられますが、県は、従前の基金10億円の活用すら認めず、基金40億円全額を保有する必要があると判断した具体的な理由と根拠をお示しください。

※質問箇所到下線

3 県の責務と権限について

(1) 財政安定化基金の特例交付に係る県の権限について

貴職は、「広域連合が、県との事前協議を踏まえ、県の基金を投入しない保険料改定案を自ら作成の上、法に基づく正式な協議として提出し、県もそれを適当と認めたもの。(R8. 3. 6／県議会答弁)」と発言されています。

保険料率の決定は、広域連合の権限で行われるものですが、高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条によると、保険料率算定における保険料増加の抑制財源である財政安定化基金の特例交付を行う権限は都道府県にあり、広域連合にはありません。

当広域連合は、県の判断に従い、やむを得ず特例交付を見込まない保険料率を定める条例案を作成することとなったものであります。特例交付を行う権限を有している県が基金を投入しないと判断したという事実は重いものであり、その自らの役割について触れない貴職の発言は極めて遺憾であります。この点についての見解をお示してください。

(2) 責務と権限に応じた主体的な関わりについて

貴職は、「必要に応じてアドバイスはしますが、責任を持っているのは広域連合です。国ですとか県っていうのは、そこに対して、ちゃんと回してもらるように見ているということです。(R8. 4. 24／記者会見)」 「後期高齢者医療制度の責任主体は広域連合であり、(岡山市という) 一構成団体が直接要望書を提出されたことに違和感を感じる。(R8. 3. 6／県議会答弁)」と発言されています。

高齢者の医療の確保に関する法律第 4 条において、都道府県を含む地方公共団体は、国民の高齢期における適切な医療の確保という法律の趣旨を尊重し、後期高齢者医療制度を含む制度運営が適切かつ円滑に行われるよう、所要の施策を実施しなければならない旨が規定されております。このたびの保険料率や財政安定化基金の特例交付の意思決定プロセスにおいても、都道府県、市町村、また市町村が設置した広域連合がそれぞれの責務と権限に応じて主体的に関わっていく姿勢が求められるのではないのでしょうか。

特に、後期高齢者医療保険料は、高齢者負担率や子ども子育て支援金等の国が示す所与の条件の下で算出されることから、保険料率の増加抑制は、県が権限を有する財政安定化基金の特例交付がポイントになります。

県、市町村及び市町村が共同設置した広域連合が、後期高齢者の生活の安定を支え、医療の適正化に資するよう、違和感を感じることなく、お互い十分相談して保険料率を決めていくべきではないのでしょうか。この考え方に対する貴職の見解をお示してください。

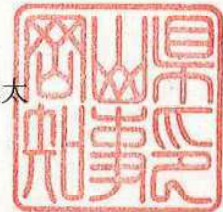
別添資料 2

写

長寿 第 410 号
令和 8 年 6 月 30 日

岡山県後期高齢者医療広域連合長
大森 雅夫 様

岡山県知事 伊原木 隆太



後期高齢者医療保険料について

令和 8 年 6 月 9 日付け、岡広総第 18 号で御質問のあったこのことについて、以下のとおり回答します。

記

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県内市町村が構成員である貴広域連合が責任主体として、保険料改定を含め制度運営されています。

県は、制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な助言等を行う立場であり、保険料改定の際には広域連合から協議を受けることとされています。

この制度において、県が保有する財政安定化基金の本来の目的は、後期高齢者医療の財政安定化に資するため、収支不足等に対し、貸付等により支援を行うことです。

今回の保険料改定にあたり、診療報酬の改定、後期高齢者負担率の引き上げ、子ども・子育て支援納付金の加算など、主に国の制度改正に伴う保険料の増加要因がある中、貴広域連合との事前協議の中で、広域連合の剰余金残高が令和 2 年度末の約 70 億円から令和 7 年度末には約 12 億円と見込まれ年々減少していること、今後、診療報酬の大幅引上げ等に伴い医療費の顕著な増大が見込まれ、給付費不足のリスクが高まっていること、基金から保険料抑制のために仮に 10 億円投入した場合でも、月額 100 円程度の減額にしかならないこと、また、国の方針転換により現在では、保険料抑制のための取崩しを行うと再度の基金への復元は認められていないこと、さらに、基金の本来の目的である保険料不足、給付費不足のリスクに備えるため現在の基金残高を維持することが適当ではないか、中長期的な見通しを踏まえた保険料の改定が必要ではないか、こうした数々の懸念を県から貴広域連合へ伝え、協議を重ねました。

こうした事前協議を踏まえ、法に基づく正式協議では、県の基金を投入しない保険料改定案が、貴広域連合から県へ提出されたため、広域連合において、将来リスクに鑑み、県基金残高を全額維持し、後期高齢者医療制度の持続可能性を担保することが必要と考え整理されたものと承知し、県としてもそれを適当と認めたところです。

県としては、広域連合の剰余金が毎年度減少する中、収支不足の際に確実に支援できるよう「最後のとりで」としての基金の残高を維持し、岡山県における後期高齢者医療制度の持続的な運営を担保することが被保険者を守ることに繋がると考えています。